

同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

パートだから…

契約社員だから…

「仕方がない」と思っていないですか？

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

パートタイム労働者・有期雇用労働者は
正社員との間の待遇差について
事業主に説明を求めることができるようになります。

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

基本給



賞与



手当



「仕方がない…」と諦める前に

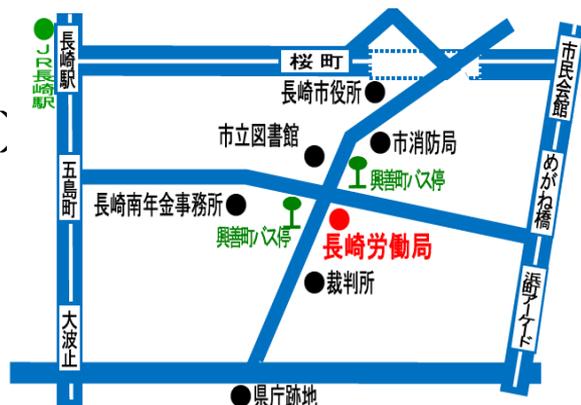
長崎労働局 雇用環境・均等室では

パートタイム・有期雇用労働者特別相談窓口 を設置しています

受付時間 9時30分～17時00分
(土日祝日、年末年始を除く)

電話番号 095-801-0050

所在地 長崎市万才町7-1
住友生命長崎ビル3階



パートタイム・有期雇用労働法のポイント

1. 不合理な待遇差が禁止されます

事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。

2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。

ご相談ください!!



3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます

都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、
厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)へ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



パート・有期労働ポータルサイトでも、
パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。
<https://part-tanjakan.mhlw.go.jp/>



長崎働き方改革推進支援センターのご案内

パートタイム・有期雇用労働法への具体的な対応、同一労働・同一賃金に向けた取組についてのご相談は、**長崎働き方改革推進支援センター**をご利用ください

開所時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

電話番号 0120-168-610

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-nagasaki/>

e-mail nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com

所在地 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎 2階
(株)東京リーガルマインド長崎支社内

携帯電話
タブレットから
簡単アクセス

